

# 募金 上乘せ徴収は違法

自治会員「思想、信条の自由侵害」  
逆転勝訴

大阪高裁判決

「赤い羽根共同募金」や

地元学校への寄付金などを  
自治会費に上乘せして徴収  
するのは、思想、良心の自  
由を保障した憲法に違反す  
るなどとして、滋賀県甲賀  
市甲南町の「希望ヶ丘自治  
会」(約940世帯)の会  
員5人が、同自治会を相手  
に、会費値上げ決議の無効  
確認などを求めた訴訟の控  
訴審判決が24日、大阪高裁  
であった。大谷正治裁判  
長は「会費としての徴収  
は、思想、信条の自由を  
侵害し、公序良俗に反す  
る」とし、請求を棄却した

一審・大津地裁判決を取り  
消し、決議を無効とする原  
告逆転勝訴の判決を言い渡

した。

判決によると、同自治会  
は、募金や寄付金などを徴  
収する担当の会員の負担を  
減らすため、会費を年間6  
000円から8000円に  
値上げし、増額分を寄付金  
に充てることを昨年3月の

総会で決議。これに対し、

原告らは「寄付するかどうかは個人の自由」と一律徴収に反対していた。

1審判決は、「寄付の上  
乗せには、必要性、合理性  
が認められる」としたが、  
大谷裁判長は、募金や寄付

に依るかどうかは会員の  
任意の態度、決定を十分尊  
重すべきとし、「会費を  
納付しなければ脱会を余儀  
なくされる恐れがあり、徴  
収は事実上の強制にあた  
り、公序良俗に反し無効」  
と結論づけた。